

様式コード
2 2 0 2

健康保険 被扶養者(異動)届
(追加・削除)

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日 提出

受付日付印

提出者記入欄
健康保険事業所記号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

社会保険労務士記載欄
氏名等

確認欄
この届出については、①または②の要件を満たしたものである。
①申請者本人(被保険者)が作成したものである。
②記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。

被保険者欄
①健康保険被保険者番号
②氏名(フリガナ)
③生年月日
④種別
⑤取得年月日
⑥標準報酬月額
⑦住所

被扶養者1
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③種別
④続柄
⑤個人番号
⑥住民票住所
⑦被扶養者になった日
⑧理由
⑨職業
⑩収入(年収)
⑪被扶養者でなくなった日
⑫理由
⑬証回収区分
⑭資格確認書発行要否

被扶養者2
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③種別
④続柄
⑤個人番号
⑥住民票住所
⑦被扶養者になった日
⑧理由
⑨職業
⑩収入(年収)
⑪被扶養者でなくなった日
⑫理由
⑬証回収区分
⑭資格確認書発行要否

被扶養者3
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③種別
④続柄
⑤個人番号
⑥住民票住所
⑦被扶養者になった日
⑧理由
⑨職業
⑩収入(年収)
⑪被扶養者でなくなった日
⑫理由
⑬証回収区分
⑭資格確認書発行要否

被扶養者4
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③種別
④続柄
⑤個人番号
⑥住民票住所
⑦被扶養者になった日
⑧理由
⑨職業
⑩収入(年収)
⑪被扶養者でなくなった日
⑫理由
⑬証回収区分
⑭資格確認書発行要否

備考

<被保険者欄>

- 健康保険
- 1 被保険者番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者番号をご記入ください。
 - 2 氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入し、フリガナはカタカナでご記入ください。
 - 3 生年月日 : 該当する番号を○で囲んでください。なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。
 - 4 取得年月日 : 被保険者が健康保険に加入した日付をご記入ください。『被保険者資格取得届』と同時に提出する場合は、『被保険者資格取得届』の取得年月日と同日になります。

<被扶養者欄>

- 1 氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。
- 2 生年月日 : 該当する番号を○で囲んでください。なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。
- 3 種別 : 該当する番号を○で囲んでください。
- 4 続柄 : 被保険者との続柄を、「夫」「妻」「父」「母」「長男」「祖父」「祖母」などと記入してください。
- 5 個人番号 : 必ず個人番号を記入してください。ただし、被扶養者から削除する届出の場合は、個人番号の記入は不要です。
※出生から6週間以内の子の申請に関しては後日提出でも受付いたします。
- 6 住民票住所 : 該当する番号を○で囲んでください。別居しているときは、郵便番号及び住民票住所を正確に記入してください。
- 7 被扶養者になった日 : 被保険者の社会保険加入と同時に提出する場合は被保険者欄の「⑤取得年月日」と同日、それ以外の場合は出生年月日等の実際に被扶養者になった日をご記入ください。
- 8 理由 : 被扶養者となった理由を○で囲んでください。
- 9 収入(年収) : 収入については、非課税対象となる年金(障害・遺族)失業給付、傷病手当金等も含まれます。
- 10 別居 : 別居の場合の援助額確認については、以下の添付書類が必須となり、申し立てによる申請(手渡し等)は認められなくなります。
1) 仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し
2) 仕送りが送金の場合は現金書留の控え(写しを含む)

- 11 国内居住要件 : 被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有するもの」(施行日:令和2年4月1日)
国内居住要件の判断としては、住民基本台帳に住民登録されているか(住民票があるかどうか)で判断いたします。
※国内居住要件の例外

日本に住民票がなくても、次の表に該当するときは、被扶養者として認定されます。

例外該当事由		添付書類(いずれか)
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断

- ・添付書類が外国語で作成されている場合、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
- ・添付書類については、事実確認が出来るいずれかの書類を添付してください。また、必要に応じて関係書類の提出を求めることがあります。

※国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

日本国籍を有しない方で、在留資格(ビザ)が次の特定活動の場合は、日本国内に住所を有していても、健康保険の適用除外となり、被扶養者の認定対象にはなりません。

- 1) 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
- 2) ①の医療を受ける活動を行う方の日常生活を世話する活動
- 3) 1年を超えない期間滞りし、観光、保養、その他これらに類似する活動

- 12 資格確認書 : 資格確認書の発行が必要な場合(※)は「発行が必要」にチェックを入れてください。※以下に該当する場合に限り発行要否
- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

<その他>

- 1 確認欄 : 申請者本人(被保険者)が署名を省略(事業主などが記載する)する場合は、次の要件「①申請者本人(被保険者)が作成したものである。」、「②記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。」を満たしているか確認のうえ、「確認欄」にチェックをいれて下さい。
- 2 個人番号 : 個人番号が記入漏れ(※出生時を除く)の場合は、受付できませんので注意してください。